

山梨県建設工事検査技術基準 新旧対照表

新	旧
(工事書類限定検査) 第 4 第3実施状況の検査において、県土整備部の発注工事（営繕工事を除く）のうち、山梨県土木工事共通仕様書を適用する工事については、別に定める山梨県工事書類限定検査要領により行うものとする。 (出来形の検査) 第 5 出来形の検査は、位置、出来形寸法、機能及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。 (品質の検査) 第 6 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。 (出来ばえの検査) 第 7 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度、全般的な外観及び作動状態等について、別表第4に掲げる事項に留意して行うものとする。 附則 この技術基準は、平成 17 年 4 月 1 日以降の工事検査に適用する。 附則 この技術基準は、平成 21 年 10 月 1 日以降の工事検査に適用する。 附則 この技術基準は、令和7年4月1日以降の工事検査に適用する。	(出来形の検査) 第 4 出来形の検査は、位置、出来形寸法、機能及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。 (品質の検査) 第 5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。 (出来ばえの検査) 第 6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度、全般的な外観及び作動状態等について、別表第4に掲げる事項に留意して行うものとする。 附則 この技術基準は、平成 17 年 4 月 1 日以降の工事検査に適用する。 附則 この技術基準は、平成 21 年 10 月 1 日以降の工事検査に適用する。